

大井町自治会集会施設等整備推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティ活動の活性化の拠点として自治会の集会施設等の整備を推進するため、自治会が事業主体となり町の補助を受けて実施する整備事業及び町が事業主体となり実施する整備事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会の集会施設等 自治会の公民館、自治会館、老人憩いの家、多目的集会施設等コミュニティ活動の用に供する自治会の集会施設で、町長が認めたものをいい、地域の防災専用施設は含めないものとする。
- (2) 整備事業 自治会の集会施設等を新築、増築又は補修すること、自治会の集会施設等の用に供する土地を造成すること、自治会の集会施設等を解体すること、自治会の集会施設等の敷地内に遊園地等を設置すること及び当該敷地内の遊園地等を修理することをいう。
- (3) 新築 更地に新たに建築物を建築すること及び既存建築物の全部若しくは大部分を除去し建替えることをいう。
- (4) 増築 既存建築物の床面積を増加させること及び既存建築物の一部を除却し建替えることをいう。
- (5) 補修 建築物の修繕又は模様替えをいう。
- (6) 造成 土地に切土又は盛土を行うことをいう。
- (7) 解体 既存建築物の全部若しくは大部分を除却することをいう。
- (8) 遊園地等 遊園地及び遊戯施設をいう。
- (9) 補助事業 自治会が事業主体となり町の補助を受けて実施する整備事業（複数の自治会が共同して実施する整備事業を含む。）をいう。
- (10) 町事業 町が事業主体となり実施する整備事業をいう。

(事業主体)

第3条 整備事業は、自治会の要望に基づき、原則として補助事業として実施するものとするが、国又は県の事業の適用を受けるものについては、自治会と協議のうえ町事業として実施するものとする。

(補助事業)

第4条 補助事業については、大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助を行うものとする。

2 補助事業に要する経費のうち、直接、工事に要する経費（工事請負に係る諸経費

を含む。以下同じ。)を対象に補助を行うものとする

(補助金の額等)

第5条 補助事業における補助金の額は、補助基準額に補助率を乗じて得た額(10,000円未満の端数金額は切り捨てるものとする。)以下の額とする。ただし、補助事業のうち遊園地等の設置又は修理にかかる事業においては、この限りではない。

2 前項の規定により算出した額が補助金交付限度額を超える場合には、その額以内の額とする。

3 補助事業の対象となる工事の種類、補助基準額、補助率、補助金交付限度額等については、別表に定める。

(補助事業の手続)

第6条 補助事業の実施を要望する自治会は、要望書(第1号様式)に事業予定計画(第2号様式)及び町長が別に指示する書類を添えて原則として、補助事業実施予定年度の前年度の9月30日までに、町長に提出するものとする。

2 規則第4条第1項の規定による交付申請書の提出期日は、町長が別に通知する期日とする。

3 規則第4条第2項第4号の規定によるその他町長が必要と認める書類は、工事見積書又は工事契約書の写しその他町長が必要と認める書類とする。

4 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた自治会は、補助事業に係る工事に着手したときは、工事着手の日から5日以内に工事着手届を町長に提出しなければならない。

5 規則第9条第2項の規定によるその他町長が必要と認める書類は、事業完成届、工事写真、請負業者からの請求書又は領収書の写しその他町長が必要と認める書類とする。

6 規則第12条ただし書の規定により町長が定める財産処分の制限期間並びに同条第2号及び第3号の規定により町長が定める財産の種類は、次のとおりとする。

(1) 不動産及びその従物 10年

(2) その他のもの 5年

7 規則及びこの要綱の規定による次の各号に掲げる申請書、報告書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 規則第4条第1項の規定による交付申請書 第3号様式

(2) 規則第4条第2項第2号の規定による事業計画書 第4号様式

(3) 規則第4条第2項第2号の規定による補助事業等に係る収支予算書 第5号様式

(4) 規則第8条の規定による変更実施計画書及び補助事業等中止届 第6号様式

(5) 第4項の規定による工事着手届 第7号様式

- | | | |
|-----|---------------------|--------|
| (6) | 規則第9条第2項の規定による実績報告書 | 第8号様式 |
| (7) | 第5項の規定による事業完成届 | 第9号様式 |
| (8) | 規則第9条第2項の規定による収支決算書 | 第10号様式 |
| (9) | 規則第9条第1項の規定による請求書 | 第11号様式 |

(町事業)

第7条 第3条の規定により自治会と協議のうえ町事業として実施するものについては、当該自治会はその事業に要する経費の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により自治会が負担する額は、当該事業に要する経費のうち、直接、工事に要する経費の総額から当該事業を補助事業とみなした場合に算定される補助金相当額を控除した額とする。

3 自治会と協議が整ったときは、町長は自治会と協定を締結するものとする。

(事務担当課)

第8条 この要綱に基づく自治会の集会施設等の整備に関する事務の総括及び調整については、協働推進課が所管するものとし、その執行については、補修工事のうち公共下水道の排水設備工事（外部排水管工事に限る。）に係るものにあつては、生活環境課が、その他のものにあつては、特に町長が定めるものを除くほか、協働推進課が所管するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。